

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年11月8日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 譲与する財産

(1) 建物

旧周南市国民宿舎湯野荘

| 所在及び地番 | 種類 | 構造 | 延床面積 (㎡) |
|--------------------|-------|-------------|-------------|
| 周南市大字湯野字中岡4346番地2外 | 宿舎 | 鉄筋コンクリート造 | 1066.32 |
| | 食堂 | 鉄骨造 | 19.45 |
| | 会議室 | 鉄筋コンクリート造 | 626.05 |
| | 浴場 | 鉄筋コンクリート造 | 397.57 |
| | 倉庫1 | コンクリートブロック造 | 15.09 |
| | 倉庫2 | コンクリートブロック造 | 8.99 |
| | 倉庫3 | 鉄骨造 | 5.80 |
| | プロパン庫 | 鉄骨造 | 5.80 |

(2) 土地

| 所在及び地番 | 地目 | 地積 (㎡) |
|------------------|----|--------|
| 周南市大字湯野字下岡4334番1 | 宅地 | 950.59 |
| 周南市大字湯野字中岡4341番7 | 宅地 | 655.24 |

| | | |
|------------------|----|---------|
| 周南市大字湯野字中岡4341番8 | 宅地 | 35.77 |
| 周南市大字湯野字中岡4346番2 | 宅地 | 1813.83 |
| 周南市大字湯野字中岡4346番9 | 宅地 | 55.15 |
| 合計 | | 3510.58 |

(3) 建物及び土地に付随する工作物並びに物品 一式

2 譲与の相手方

周南市大字湯野4341番地

一般社団法人おいでませ湯野

代表理事 西田 宏次朗

3 譲与の目的

旧国民宿舎湯野荘を地域において設立された法人へ譲与し、観光振興拠点施設として活用することで、観光振興及び地域活性化を図り、もって温泉を核とした地域振興に資することを目的とする。